

13時30分 再開

○議長（武石善治） 午前中に引き続き会議を開きます。

#### 日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の1ページをお開き願います。平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告であります。次の2ページをお開き願います。3月31日付けの専決処分書となっております。この補正予算の内容につきましては、3ページ以降となっております。歳入歳出それぞれ1億668万1,000円を追加する補正予算で、補正後の総額が34億4,658万5,000円となるものであります。

この内容につきましては、9ページをお開き願います。歳入であります。これにつきましては実績見込みによる補正となっております。

1款1項1目1節村民税であります。300万円の減額であります。それから1款2項1目固定資産税につきましては100万円の減額となっております。

2款1項1目自動車重量譲与税につきましては220万円の減額であります。同じく2款1項1目地方道路譲与税につきましては460万4,000円の減額となっております。次のページをお開き願います。3項1目地方揮発油譲与税につきましては437万3,000円の追加となっております。

9款1項1目地方交付税であります。そのうち特別交付税の追加分が9,914万7,000円の追加となっております。特別交付税につきましては、12月交付が3,831万1,000円の交付となりまして、3月交付でありますけれども1億1,375万2,000円、トータルで1億5,206万3,000円の特別交付税の交付額となっております。ちなみに前年度比較して314万1,000円の増となっております。

次に、13款2項4目総務費国庫補助金であります。この説明の中に情報基盤整備事業推進交付金が1,084万5,000円の減額となっております。それから地域活性化・きめ細かな臨時交付金2,163万8,000円の追加となっております。これは3月定例会でもお話してありますけれども、当初の限度額の予定が7,726万2,000円でありましたけれども、最終的に交付限度額が9,890万円に決定になったものに伴う補正となっております。

15款2項1目不動産売払収入であります。分収造林売払収入31万6,000円の追加です。これは仏社3部落に対する分収金の収入であります。

次のページの上の方になりますけれども、20款1項2目過疎対策事業債というところで130万円の減額であります。これは光ファイバーに関する事業費に対

する事業費の減額となっております。

次の12ページであります。歳出であります。

2款1項12目財政調整基金費1億1,700万円の追加となっております。最終的に21年度の財調の積立金が1億6,592万9,000円となっております。次に18目の情報通信基盤整備事業費につきましては1,084万5,000円の減額となっております。実績見込みによる減額となっております。

次に4款3項1目診療所費につきましては財源更正となっております。これは臨時交付金の財源更正となっております。

6款2項1目林業総務費31万8,000円であります。これは部落分収金、先ほど歳入でもありましたけれども、仏社3部落に対する分収金31万8,000円となっております。それから3目の造林費につきましては財源更正となっております。

次の8ページ、8款2項3目橋りょう維持費であります。これにつきましても財源更正となっております。

14款1項1目予備費につきましては、財源調整ということで20万8,000円の追加となっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「7番」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） はい、7番 北林君。

○7番（北林甚一） ただいま説明受けましたけれども、特別この補正予算に対してのではありませんが、総務課長に職員教育、その他村民に対する職員の対応の仕方、そういったものの指導がなされておるとは全く感じとれません。

というのは、私ども、長年職員と庁舎内で顔をつきあわせる、朝あるいはいろいろな場面で会うことがあります。大きな市と違いまして、職員とは私どもは頻繁に会う機会があります。そこで、職員がともすれば緊張感といいますか、外来者である、お客様である、といった初歩的な対応の仕方を省略しているのではないかという場面が多々ございます。

そこで、村長はじめ、就任以来村長も職員教育が大事である、職員は公僕であるというふうな基本的なことを常におっしゃっております。しかし、きょう、たまたま経験したことでは、全くそういうふうな考え方、指導はなされておらない。この際、断言したいと思います。

というのは、機会だから言わせてもらいましたが、いつもこういうことは言う気持ちはございません。この資料なるものを事前に配布しておるわけです。それを私ども庁舎内に入りましたならば、これを取り替えるようなことが行われておったようであります。私は何をやっているのか分かりませんでした、

いよいよ私のところに来て、無言の状態でこれを出せといったような対応の仕方。何も言わない。だから同僚議員は、これ差し出しておったわけです。

それで、私どもには事前にこれを読んで精査して下さい。私は全部精査しておりませんが、一応目をとおしたつもりではあります。しかし、そういったものを訂正したのだと思われまます。これいかなるものですか。訂正した箇所はここで、こういったところで、こういうふうになりましたから大変失礼申し上げましたとか、そこまで丁寧な言葉を使わなくてもいいです。これはこうこうで、こうでありましたから差し替えしてもらいますからと、最低でもそのぐらいの言葉は言わなければ。無言の状態です。

これに関する、私の今の発言に対しての総務課長としての考え方。そして、今までの職員教育、どうなされたか、この機会に。

○議長（武石善治） はい、総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案の訂正につきましては、誠に申しわけありません。北林議員のおっしゃるとおり、ちゃんと内容を説明してから訂正してもらうのが本来であります。議会が終わった後注意して、こうしたことが今後ないように指導していきたいと思ひます。

その他に職員教育ということで前の議会、3月議会、その他にも議会のたびに職員のあいさつの仕方が悪いとか、そういうことが指摘されておひまして、今回、接遇マニュアルを作成しまして、14日、月曜日ですけれども、そのマニュアルを熟読して住民に対応するようにとひうことで配布しておひます。そして、それをプリントして、確実に対応して遺漏のないように掲示板に載せておひます。再度、課長会議あるわけですけれども、その場でもまた話してひきたいと思ひておひます。今回は本当に申しわけありませんでした。

（「7番」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 7番 北林君。

○7番（北林甚一） つけ加えますが、こういうものにこんなに大きな声を出すこともなんですが、こういうふうな発言したのは、私は本会議では初めてあります。したがって、言わせてもらったわけだけれども、こういった具合の発言あるいは職員に話をすると、何だこういうこと、面倒なこと、わかりきっていること、変な言いがかりをつけると言わんばかりの態度に遭遇する場合が多々ありますから、そういったことを庁舎内で調べるなり、そういう場面があったら、あるいは本当に相手が気に食わない村民であつて話にならない村民であつたか、そういったぐあひのところまでやっぱり調べてもらわないと、何かこれ解決しないような気がひます。一言話して終わります。

以上です。答弁ひりません。

○議長（武石善治） 他に質疑ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

## 日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第6 議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長(鈴木壽美子) 上小阿仁議会定例会提出議案というものをお出し願いたいと思います。議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。これにつきましては、次のページ、22年3月31日の専決とさせていただいております。内容にいきたいと思います。3ページでございます。上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例ということで、条例の一部を改正しております。それにつきましては、地方税法等が改正になりまして改正したものでございます。

最初の第19条各号列記以外の部分から、算定期間または同項第3号を、または同項第4号に改めるというところまでにつきましては、地方税法の改正によりまして、項、号が改正された内容となっております。

次の第35条の3の次に次の2条を加えるということで、個人の村民税に係る給与所得の扶養親族申告書という部分と、次のページでございますが、その中ほどに個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書という部分の2条でございますが、これにつきましては、扶養控除等の見直しが行われまして、それで扶養親族に関する情報を把握することができないことから設けられております。この扶養控除が改正なるということは、16歳未満の子供、それから16歳以上23歳未満の特定扶養ということで、この扶養控除と特定扶養控除が廃止になります。それにつきましては、住民税につきましては24年度分からの控除の廃止になりますので、それに今までは扶養控除は書かれて、誰が控除になったかということは分かっている、均等割、所得割の課税の部分で影響してきますが、それがなくなったことによって把握できないこと、そのためにこの扶養親族の申告書が必要だということで、この2条のところでは設けてございます。

5ページになりますが、中ほどのところに第43条第2項中「及び公的年金等

に係る所得」を削りから、「給与所得以外」とあるのは「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とするということまでですが、ここにつきましては、43条3項の次にこの1項を設けておりました、その内容につきましては、65歳未満で年金受給者であったものが、今までは年金の所得とそれから給与所得があった場合は別々に徴収するというふうな形になってあったものを、給与所得の特別徴収がある人に対しては、年金も給与も一緒に徴収してもいいという、その条項がここでうたわれております。そして、それに1項加えたことよって44条第1項中の、前条第4項を前条第5項に改めるということで、この条項が1つ変わっております。

次の第47条第1項中から次のページになりますが、第52条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改めるということまでですが、これにつきましては、地方税法の改正によりまして条文、条項が改正されております。

6ページですが、第91条中「3,298円」を「4,618円」に改めるという条項がありますが、それにつきましては、たばこの関係です。100本の単価の改正を今年10月1日からなりますので、その部分を改正しております。

次のページですが、附則第13条を削り、13条の2を附則第13条とすることによって、これにつきましては、法附則の31条に第1項の適用の土地に係る特別措置保有税の非課税措置が廃止されたということで、その13条を削っておりました、それが13条の2を13条とすることによって条項になります。

次の附則第14条の2の見出し中「たばこ税の税率」の次に「の特例」を加えて、同条第1項中「1,564円」を「2,190円」に改めるということによって、これにつきましては旧たばこの金額を改正しているものでございます。

次の附則第17条の3の見出しを「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例」に改めるということによって、これにつきましては、もともと削除ということになかったものを、今話しました非課税のうんぬんということによって条項を定めております。これにつきましては、小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設に伴いまして、当該非課税口座内上場株式等の金額とそれ以外の上場株式等の譲渡所得の金額を区分して、所得税の例によって計算するというように、引かれた分を別々にするというようにございます。

2の租税特別措置法第37条から、その段ですが、そこにつきましては非課税口座から当該口座内の上場株式等を払い出した場合の当該上場株式等の取得価格を株式の取引実態等において算出方法を定めるという条項でございます。

次のページですが、その本則第18条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法」というような形でうたっていますけれども、これにつきましては、租

税条約の部分を租税条約等という条例に等がついたという改正条文でございます。

この条例につきましては、22年4月1日から施行なるということで、今話した部分の中では条文が4月1日からでなくて変わる部分もありますので、先ほど実際変わる分など、たばこ税は10月1日ですし、扶養親族等の変更につきましては、住民税に対しては24年度から、所得税につきましては23年度分からというふうな形に改正になりますので、その分がうたっておりますのでご報告しておきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第7 議案第3号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第7 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 12 ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。次の13ページですが、その専決処分についても3月31日の専決でございます。次の14ページでございますけれども、上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、税条例の一部を改正しております。

今回の改正につきましては、医療分の課税限度額を47万円であったものを50万円ということで、3万円上乗せしております。後期高齢者支援等の課税額、それにつきましては12万円であったものを13万円ということで、1万円を上乗せする内容でございます。それにつきましても地方税法の改正によりまして改正させていただいております。

真ん中ほどに25条の次に次の1条を加えるということで、特例対象被保険者

等に係る国民健康保険税の課税の特例ということで設けておりますが、これにつきましては、倒産、解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた場合に、給与所得の100分の30を所得として計算するということがうたわれております。

次の14ページでございますが、その申告をしなければいけないということで、国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合につきましては、納税義務者は、離職理由その他の事項で村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならないということで、これにつきましては離職証明書、雇用保険の受給資格証明書というふうな形で提示をしていただかなければならないということで、それを提示していただいて、理由が先ほど話したように倒産、解雇という事業者の関係で、それが首になったという方に対しては、前年もらっている給与の100分の30を所得としてみるという、その条項がここの中に定められております。

この条項につきましては、ことしの4月1日からの施行となっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第8 議案第4号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第8 議案第4号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の15ページをお開き願います。議案第4号であります。平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算ということでありまして、歳入歳出に2,115万円を追加する補正予算でありまして、補正後の総額は22億3,006万3,000円となります。

内容の詳細について説明いたします。23ページをお開き願います。歳入であります。主な補正について説明いたします。

23 ページの 14 款 1 項 1 目民生費県負担金であります。7 節児童福祉費補助金ということで、母子生活支援施設費の補助金が 312 万 6,000 円の追加となっております。

次のページをお開き願います。14 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金であります。農業費補助金トータルでは 386 万 7,000 円の追加となっております。その内訳につきましては新規需要米生産体制緊急整備事業ということで 182 万円、これは福館の集落営農組合に対する県からの補助金であります。その他に大きなのが農業委員会補助金 244 万 1,000 円となっております。

次に 17 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金であります。1,000 万円の追加となっております。財源不足分を財調の繰り入れを見込んでおります。

次のページになります。19 款 4 項 5 目であります。トータルで 390 万 8,000 円の追加であります。これにつきましては、こあに号の車両事故に伴う保険金であります。車両につきましては、まだ整備中であります。これは見込みで 298 万 9,000 円ほどかかる見込みです。それから電柱に衝突しておりますので、その補償費は 91 万 9,000 円、これにつきましては確定しております。

20 款 1 項 1 目民生費であります。150 万円の減額となっております。これは高齢者住宅整備資金貸付の申し込みがないということで減額しております。

次のページをお開き願います。歳出であります。人件費につきましては、今回の人事異動と、それから共済組合負担金の負担金率の改正と雇用保険料の掛金の事業主負担が増になっていることに伴う追加となっております。それ以外の主なものをご説明いたします。

27 ページをお開き願います。5 目の財産管理費 299 万円の追加となっております。歳入でも保険金のところで説明しましたがけれども、修繕料が 299 万円かかるということであります。これは、今のところ概算となっております。電柱の補償につきましては、東北電力さんの方からすぐに払ってほしいということで予備費から充用、対応させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に 29 ページをお開き願います。歳入でもありましたけれども、高齢者住宅の貸付申し込みがないということで 150 万円の減額をしております。

次のページをお開き願います。30 ページの上の方になります。6 目障害者福祉費 144 万円の追加であります。これは障害者施設支援費を補正しております。

3 款 2 項 3 目母子福祉費では 260 万 9,000 円の追加となっております。これは母子生活支援施設入所委託ということで、1 年分の追加となっております。

次に 33 ページをお開き願います。4 款 3 項 1 目診療所費であります。繰出金 160 万 6,000 円の追加となっております。特別会計の方でも出てきますけれども、診療施設特別会計への繰出金、先生から要望がありまして、待合室の天井

にシーリングファンをつけていただきたいということと、それから診療所の前の駐車場が暗いということでその照明の経費。それからニチイにレセプトの請求など行っておるわけですけれども、今1人のところを1.5人、午前中だけ増やしてもらいたいということで、その分を一般会計から繰り出ししております。

次に 35 ページをお開き願います。3目農業振興費であります。そのうちの19節負担金補助及び交付金ということで182万円の追加となっております。歳入の方でもご説明しましたが、新規需要米生産体制緊急整備事業補助金ということで、福館営農組合に対する補助金となっております。

それから、35ページの下の方になるわけですけれども、5目野外生産試作センター管理費ということで15節工事請負費149万7,000円の追加となっております。ガラス温室のボイラーの入替え工事ということで計上しております。

40ページをお開き願います。備品購入費ということで、今回行政報告の中にもありましたけれども、195万6,000円の追加となっております。児童用のヘルメット48万6,000円、学校の図書システム購入費ということで147万円の追加となっております。

最後42ページになりますけれども、14款1項1目予備費534万円の減額となっております。

以上が一般会計の主なものとなっておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第4号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第9 議案第5号～日程第16 議案第12号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第9 議案第5号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第16 議案第12号 平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 49ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第5号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算、第1号でございます。歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加いたしまして、3億9,207万円とする補正予算でございます。

内容につきましては55ページからとなっておりますけれども、主なこの補正予算の内容でございますが、先ほど条例関係の中でもありましたけれども、倒産、解雇などによる離職者の雇い止めなどによる軽減のシステム改修による補

正を見ておりますのでよろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案第6号であります。65 ページをお開き願ひます。国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ162 万 4,000 円を追加するものでありまして、補正後の総額は1億 1,222 万 7,000 円となっております。

詳細については、歳出の方からご説明いたします。

72 ページをお開き願ひます。1 款 1 項 1 目一般管理費、トータルで 162 万 4,000 円の追加となっております。人件費につきましては、一般会計でもご説明申し上げましたが、共済の掛金率、雇用保険料の掛金率アップに伴う追加となっております。13 節委託料、医療事務委託料ということでニチイに委託しておりますが、患者が増えてきているということから、1 人から、できれば午前中もニチイに委託してもらいたいということで、半日分を今回補正として計上しております。それから 15 節工事請負費につきましては、待合室にシーリングファンをつけてもらいたいということで先生からの要望、それから駐車場が暗いということで照明をとりつけております。トータルで 27 万 1,000 円の追加となっております。

前のページに戻っていただきまして、71 ページ、歳入で一般会計からの繰入金金が 160 万 6,000 円。雇用保険料 1 万 8,000 円の追加となっておりますのでよろしく願ひいたします。

○議長（武石善治） 特別養護老人ホーム施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（中嶋辰雄） 79 ページをごらんいただきたいと思ひます。議案第7号 平成 22 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 5,821 万 4,000 円とするものでございます。

詳細につきましては 85 ページ、歳入ですが、7 款 2 項 1 目納付金でございます。保険率の改定による 10 万 5,000 円の追加でございます。

次の 86 ページをごらんいただきたいと思ひます。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、給与は人事異動に伴うものでございます。職員手当につきましても人事異動。退職手当組合負担金につきましても負担率の変更に伴うものでございます。共済費につきましても負担率の変更、雇用保険料につきましても保険率の改訂によるものでございます。それぞれトータルいたしまして 58 万 8,000 円の減額でございます。

次の 87 ページは、3 款 1 項 1 目財政調整基金積立金でございますが、69 万 3,000 円は調整分の額でございます。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 95 ページをごらんください。議案第8号 平成22年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算です。歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加して、総額を6,848万8,000円とするものであります。

内訳については歳出からご説明いたします。102 ページをごらんください。職員の人件費分で職員手当等、それから共済費、それぞれ率の改定によるものです。

前のページに戻って101 ページ、その分の職員人件費分を一般会計から繰り入れております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き109 ページをごらんください。議案第9号 平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についてです。歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、補正後の総額それぞれ5,948万8,000円となるものであります。

内訳は歳出から説明します。116 ページでございます。それぞれ職員人件費に係る分でございますので、率の改定等でございます。

前に戻って115 ページ、一般会計からその分を職員人件費分として21万6,000円を繰り入れております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 123 ページをお開きいただきたいと思います。議案第10号 平成22年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別補正予算(第1号)でございます。歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加いたしまして、3億6,503万2,000円とする補正予算でございます。

内容につきましては、129 ページからとなっておりますけれども、歳出の方で認定調査賃金ということで38万9,000円。そして謝金ということで、これは健康運動指導士の謝金でございます。これが16万円、それぞれ補正しておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案関係の16 ページをお開き願います。議案第11号であります。平成22年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてということで、今回、職員の人件費、共済組合の負担金等の増に伴いまして一般会計から繰り入れる額18万1,000円を追加するものでありまして、総額で4,705万5,000円以内とする議案となっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に17 ページになります。議案第12号であります。平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてということで、これも議案第11号と同

様に人件費分として 21 万 6,000 円を追加しまして、一般会計から繰り入れる額を 4,382 万 6,000 円以内とするものの議案となっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
議案第 5 号から議案第 12 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 17 議案第 13 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 17 議案第 13 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 18 ページになります。議案第 13 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては 19 ページになります。第 21 条を次のように改めるということで、給与からの控除できるものについて改めるものであります。控除することができるのは、法律で定められたもの、条例で定められたものと規定ありますので、今回、指導受けまして条例にないものもあるということで今回改正しております。

ちなみに改正前の条項、それから改正後の条項、それから法律によりできるものという資料を委員会の方に提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ちなみに（４）（５）（６）、財形とか職員団体、労働組合の組合費ですけども、その部分について追加となっております。それから（６）番では組合員以外の場合でも、協定した貯蓄とかその他の組織について、それも適用するという条項ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 18 議案第 14 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 18 議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 20 ページをお開き願います。議案第 14 号であります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

国の法律、それから雇用保険法の改正に伴いまして、職員の勤務期間、休暇等に関する条例を一部改正するものであります。

第8条の2につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出の勤務の部分のうちおる条項であります。それから第8条3第4項中につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務、時間外勤務の制限のうちおるものであります。それぞれ法律の改正に伴いまして条項を改正するものとなっております。

そして、今回新たに、中段あたりになりますけれども、2、任命権者は、うんぬんとありますけれども、これに加わっております。これにつきましては3歳未満の子を養育するために育児休暇を請求した場合は、特別な事情の場合を除きまして時間外勤務をさせてはならないという条項の追加となっております。

施行は、国の施行に合わせまして6月30日から施行ということでありまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第14号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第19 議案第15号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第19 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 22ページになります。議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

これにつきましては、国家公務員の法律、それから地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして条文をそれぞれ整備するわけですが、その主な内容につきましては、今までは産後1回ということでしたが、ただし、産後8週の間にもう1度とることができるということ。ということは2回育児休業をとることができるところを改正となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、施行日は、国の施行に合わせまして6月30日となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第15号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

**日程第 20 議案第 16 号 上程・付託**

○議長（武石善治） 日程第 20 議案第 16 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例のついての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 議案の 24 ページであります。上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

別表第 1、水道料金のところでありますが、各地区料金ということで、統合地区の水道料金を今まで 10 立方メートルまで 2,625 円、超過 1 立方メートルにつき 53 円のところを、下段になります、5 立方メートルまで 1,680 円、超過 1 立方メートルにつき 95 円という料金に改正したいということです。

それとプール用の料金であります、沖田面地区、今プール使われておりませんので削除いたしました。並びに統合地区、旧小沢田小学校のプールがありますが、それについても同一料金で行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

**日程第 21 陳情 上程・付託**

○議長（武石善治） 日程第 21 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

**散 会**

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

14 時 25 分 散会